

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (NPO活動促進室) 一

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者

指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の

一部を改正する規則

○農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則 (介護保険室) 一

○公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則 (農林水産経営支援課) 二

○屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (用地課) 二

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (都市計画課) 二

○救急医療機関の認定 (NPO活動促進室) 二

○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の

指定 (医療整備課) 三

○保安林の指定の予定 (農村整備課) 三

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件) (森林整備課) 三

○道路の区域変更 (道路課) 四

○道路の供用開始 (同) 五

○土地改良区役員の退任の届出 (仙台地方振興事務所) 五

○土地改良事業の工事の完了の届出 (北部地方振興事務所) 五

公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 五

選挙管理委員会

規 則

- 政治団体の届出
- 政治団体の届出事項の異動届
- 政治団体の解散届
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表

五 六 八 八

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十六号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成十年宮城県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表一の項中、「及び第八号」及び「において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十一条第一項の設立時」を削る。

第十二条第二項中、「第四十条において準用する民法第七十七条第二項」を「第三十一条の八」に改める。

第十四条中、「第四十条において準用する民法第八十三条」を「第三十二条の三」に改める。

様式第四号中、「この欄に記入する現況の図面を添付する。」を削る。

様式第八号中、「表題」を「表題」を「表題」の「表題」において準用する民法第七十七條第二項」を「表題」の「表題」に改める。

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十七号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス

又事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則
 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成十一年宮城県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（裏面）中「社団法人」、「財団法人」を「一般社団法人」、「一般財団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十八号

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則

農業災害補償法施行細則（昭和三十四年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中、「第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条」を「第三十三条の六」に改める。

第九条中、「において準用する民法第八十三条」を削る。

様式第四号中、「農業共済組合」を「農業共済組合」、「事業実施上支障」を「業務が阻害することにより弊害を生ずるおそれ」、「第42条において準用する民法第56条」を「第33条の6」に改める。

様式第九号中、「において準用する民法第33条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の農業災害補償法施行細則の規定による様式第四号及び様式第九号は、当分の間、改正後の農業災害補償法施行細則の規定によるものとみなす。

公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十九号

公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則

公共用財産管理条例施行規則（平成十二年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「社団法人宮城県農業公社」の下に、「昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城県農業公社と」の名称で設立された法人をいう。）、を加え、同条第四号中「社団法人宮城県農業公社」の下に、「昭和四十五年十二月十一日に社団法人宮城県環境事業公社と」の名称で設立された法人をいう。）、を加え、同条第五号中「財団法人宮城県環境事業公社」の下に、「昭和五十二年四月一日に財団法人宮城県廃棄物処理公社と」の名称で設立された法人をいう。）、を加え、同条第六号中「別表第四」を「別表第三」に、「受託団体」を「指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第六条第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第一百号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「社団法人日本塗料工業会」の下に、「昭和61年4月8日に社団法人日本塗料工業会と」の名称で設立された法人をいう。）、を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による様式第一号は、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 REDEEM

一 代表者の氏名 山口 隆美

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区荒巻字青葉八百九番

三 定款に記載された目的 この法人は、自然科学および工学技術を人類の福祉に貢献するための医療工学に関する研究・教育事業およびこれに関連する事業を行い、もって我が国の少子高齢化社会の改善に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年十月三十日

○宮城県告示第六十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台東脳神経外科病院	仙台市宮城野区岩切二丁目二二、一	平成二十年十一月十一日	平成二十三年十月三十一日

○宮城県告示第六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業日根牛地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。
平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地の表示

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²
登米市	登米町大字日根牛	峯畑前	百六十八	田	田	二、一〇二六のうち、一、〇七〇

○宮城県告示第六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所 石巻市雄勝町名振字二枚畑一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 魚つき

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字二枚畑一(次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係るものは次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市岩出山字上東昌寺沢二〇一の二五・二〇一の二九(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、二〇一の五〇、二〇一の五八、二〇一の五九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町宮崎字北三三の三、二三三の六、二三三の七

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町宮崎字北三三の三、三三三の六、三三三の八、三三三の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、北川内字按台九の二、一〇・一五の二・一五の二・一七の二（以上四筆につ

いて次の図に示す部分に限る。）、一七の三、一八、北川内字大谷六〇・六一・北川内字山神前四七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四八の二、四八の三・四八の三・四九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、北川内字荒柴三の二、三の二、三の三、北川内字上野山一三（次の図に示す部分に限る。）、一五の四、二二（次の図に示す部分に限る。）、二三の二、二三の二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

平成二十年十一月二十一日

その関係図面は、平成二十年十一月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 巨理大河原川崎線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

村田町大字村田字北塩内八五番二地先から 同町大字村田字小池一七九番一八地先まで		後	前
		四三・五 四九・五	四九・〇 六九・八
		九四・〇	九四・〇

○宮城県告示第十六十七号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
国道	三百四十七号	加美郡加美町宮崎字寒風沢岳国有林二一八林班ろ一 一小班地先から 同郡同町宮崎字寒風沢岳国有林二一八林班ろ一小 班地先まで	平成二十年 十一月二十一日

○宮城県告示第十六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年十一月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年十月三十一日	伊 深 忠	一 仙台市太白区四郎丸字戸ノ内八番地の	理事

○宮城県告示第十六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年十一月二十一日

宮城県北部地方振興事務所			
所長 大 平 輝 雄			
届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
加美町	西小野田	農村振興総合整備統合補助事業	平成二十年三月二十四日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
多賀城市留ヶ谷一丁目二百四十番三、二百四十二番一及び二百四十七番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市下馬一丁目一番十九号
亀山 光男

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
岩沼市押分子与奈十一番五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩沼市相の原二丁目六番二百五十六号
東 寛美

選挙管理委員会

○宮選管告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十年十一月二十一日

		宮城県選挙管理委員会		委員 長 佐 藤 健 一	
(その他の政治団体)					
政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	
浅田おさむ後援会	富永 邦夫	本田 忠雄	登米市米山町字桜岡鈴根三六	平成二十年十月一日	
高橋かつお後援会	鈴木 満	千葉 伍郎	栗原市栗駒稲屋敷金田一〇・二	平成二十年十月三十日	
○宮選管告示第百一号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。					
平成二十年十一月二十一日					
宮城県選挙管理委員会					
委員 長 佐 藤 健 一					
(政党の支部)					
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
自由民主党宮城県 宅建支部	松田 英一	代表者 松田 英一	石川 清紀		平成二十年十月一日
同	同	会計責任者 田所 照章	庄司 正和		平成二十年十月一日
自由民主党宮城県 第二選挙区支部	中野 正志	国会議員関係 の区分	法第十九条の七 第一項第一号に 係る国会議員 衆議院議員	国会議員関係 の区分	平成二十年十月一日
自由民主党宮城県 第一選挙区支部	土井 亨	国会議員関係 の区分	法第十九条の七 第一項第一号に 係る国会議員 衆議院議員	国会議員関係 の区分	平成二十年十月三日
民主党宮城県第6 区総支部	岡崎トミ子	国会議員関係 の区分	法第十九条の七 第一項第一号に 係る国会議員 参議院議員	国会議員関係 の区分	平成二十年十月八日
民主党宮城県参議 院選挙区第2総支 部	岡崎トミ子	国会議員関係 の区分	法第十九条の七 第一項第一号に 係る国会議員	国会議員関係 の区分	平成二十年十月十日
(その他の政治団体)					
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
民主党宮城県第4 区総支部	石山 敬貴	国会議員関係 の区分	法第十九条の七 第一項第一号に 係る国会議員 衆議院議員	国会議員関係 の区分	平成二十年十月二十四日
民主党宮城県参議 院選挙区第1総支 部	櫻井 充	国会議員関係 の区分	法第十九条の七 第一項第一号に 係る国会議員 参議院議員	国会議員関係 の区分	平成二十年十月二十八日
民主党宮城県第3 区総支部	橋本 清仁	国会議員関係 の区分	法第十九条の七 第一項第一号に 係る国会議員 衆議院議員	国会議員関係 の区分	平成二十年十月三十日
(公職の種類)					
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
宮城県不動産政治 連盟	松田 英一	代表者 松田 英一	石川 清紀		平成二十年十月一日
同	同	会計責任者 田所 照章	日下 均		平成二十年十月一日
菊地健次郎後援会	二階堂昭昌	代表者 二階堂昭昌	渡辺 弘		平成二十年十月七日
三品彰夫後援会	鎌田 幸一	会計責任者 三品 彰夫	三品 一美		平成二十年十月八日
村上英人と「明日 の蔵王を創る会」	齋藤 孝吉	主たる事務 所の所在地	刈田郡蔵王町大 字平沢字下町後 一・三	刈田郡蔵王町大 字円田字西浦北 三〇・七	平成二十年十月八日
風が走る会	遠藤 克美	名 称	風が走る会	新しい風が走る 会	平成二十年十月九日
宮城県医師連盟	伊東 潤造	代表者	伊東 潤造	師 研也	平成二十年十月十四日
同	同	会計責任者	佐藤 和宏	佐藤 博信	平成二十年十月十四日
ほりえ一男とやさ しいまちづくりの 会	目黒 弘	主たる事務 所の所在地	柴田郡大河原町 字新桜町一・二・ 一〇	柴田郡大河原町 字東新町四・一	平成二十年十月二十九日
中野正志後援会	佐々木昌二	国会議員関係 の区分	法第十九条の七 第一項第二号に 係る国会議員	国会議員関係 の区分	平成二十年十月一日

税理士による桜井 中川 信廣 国会議員関係
 充を支援する会 係政治団体
 区分 第一項第二号に
 係政治団体 治団体以外の政
 治団体 平成二十年
 十月二十八日

(公職の候
 補者の氏名
 及び公職の
 種類)
 櫻井充、衆議院
 議員

○宮選管告示第百二一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
 団体が解散した旨届出があった。

平成二十年十一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(その他の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日 解散届出年月日

岸田清実と共に歩む会 佐々木 統 平成二十年九月三十日 平成二十年十月六日

○宮選管告示第百三三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平
 成二十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと
 おり公表する。

平成二十年十一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 岸田清実と共に歩む会

報告年月日 平成20年10月6日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 417,550 円

ア 前年繰越額 417,550 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 417,550 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
 合 計 0 円

(2) 支出の内訳
 ア 政治活動費 417,550 円

(ア) 組織活動費 417,550 円

合 計 417,550 円

○宮選管告示第百四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十八条の二第二項の規定により、同法第十八
 条の二第一項に基づき届出のあった政治団体以外の者から収支報告書の提出があったので、その要旨
 を次のとおり公表する。

平成二十年十一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

(政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体)
 政治団体の名称 西村明宏君を励ます会
 報告年月日 平成20年10月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 10,370,000 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 10,370,000 円

(2) 支出総額 10,370,000 円

2 収入の内訳

(1) 収入の内訳
 ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入 10,370,000 円

(ア) 西村明宏君を励ます会 10,370,000 円

合 計 10,370,000 円

【特定パターナーの概要】

【特定パターナーの】 【対価に係る収入の】 【対価の支払をし】 【特定パターナーの】

【名称】 【金額】 【た者の数】 【開催場所】

西村明宏君を励ます会 10,370,000 円 831人 仙台市青葉区

小 計	10,370,000 円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 人件費	546,813 円
(イ) 備品・消耗品費	508,263 円
(ウ) 事務所費	700 円
(エ) 事務所費	37,850 円
イ 政治活動費	9,823,187 円
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,022,387 円
a 政治資金パーティー開催事業費	3,022,387 円
(イ) 寄附・交付金	6,800,800 円
合 計	<u>10,370,000 円</u>